⑹　国民の理解の増進

国は、広報活動等を通じて副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。（第十七条関係）

4　副首都の指定等

⑴　副首都の指定（第十八条関係）

イ　内閣総理大臣は、１の⑵ハの要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する地域を含む道府県について、副首都として指定するものとする。

㈠　行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えていること。

㈡　多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積の状況について政令で定める要件を備えていること。

㈢　副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えていること。

ロ　イによる指定（以下「指定」という。）は、道府県からの申出に基づいて行うものとする。この場合において、当該申出をしようとする道府県は、あらかじめ、当該道府県の議会の議決を経なければならない。

ハ　内閣総理大臣は、指定の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で告示しなければならない。

ニ　指定の処分は、ハによる告示によってその効力を生ずる。

ホ　内閣総理大臣は、ロの申出をした道府県について、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨を当該道府県に通知しなければならない。

ヘ　内閣総理大臣は、指定に係る地域が１の⑵ハの要件及びイ㈠～㈢の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、ハ及びニを準用する。

ト　イ～ヘのほか、指定及びその解除に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

⑵　副首都の機能の十分な発揮

国は、副首都がその機能を十分発揮することができるようにするため、３の⑵の施策を副首都について講ずるほか、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進に必要な施策を講ずるとともに、必要な規制緩和の推進、民間投資を促進するために必要な税制上の措置、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用等に必要な施策を講ずるものとする。（第十九条関係）

⑶　副首都整備方針（第二十条関係）

イ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都ごとに、基本方針に即して、当該副首都の総合的かつ計画的な整備に関する方針（⑶及び５の⑴ロ㈡において「副首都整備方針」という。）を定めなければならない。

ロ　副首都整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

㈠　副首都の整備の目標

㈡　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を通じた我が国経済の成長に関する事項

㈢　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備に関する事項

㈣　副首都の区域内における国の機関等の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化に関する事項

㈤　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携に関する事項

㈥　㈠～㈤のほか、副首都の整備に関し必要な事項

ハ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、あらかじめ、当該副首都整備方針に係る副首都（当該副首都整備方針に係る道府県でまだ指定の処分の効力が生じていないものを含む。ハにおいて同じ。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。この場合において、当該副首都の長は、当該副首都整備方針の案の内容となるべき事項を申し出ようとするときは、当該副首都に係る地域防災計画その他当該副首都の整備に関係する計画を考慮するものとする。

ニ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

ホ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、副首都及び関係地方公共団体に送付しなければならない。

5　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部

⑴　設置及び所掌事務（第二十一条、第二十二条関係）

イ　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

ロ　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

㈠　基本方針の案の作成及び基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

㈡　基本方針に基づく施策の実施状況の総合的な検証に関すること。

㈢　関係行政機関が基本方針に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

㈣　副首都整備方針の作成及び副首都整備方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

㈤　㈠～㈣のほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ハ　本部は、基本方針の案を作成しようとするときは、必要に応じて、都道府県、市町村及び学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

ニ　本部は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して、基本方針の案を作成しなければならない。

⑵　組織

本部は、本部長（内閣総理大臣）、副本部長（内閣官房長官及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進担当大臣）及び本部員（本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣）をもって組織する。（第二十三条～第二十六条関係）

⑶　資料の提出その他の協力（第二十七条関係）

イ　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

ロ　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、イの者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

⑷　事務局

本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。（第二十八条関係）

6　施行期日等

⑴　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（⑵及び⑶イにおいて「施行日」という。）から施行する。（附則第一条関係）

⑵　基本方針の策定時期

基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする。（附則第二条関係）